

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	使用の許可
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市徳山駅前賑わい交流施設条例第9条第2項
基準規定	周南市徳山駅前賑わい交流施設条例施行規則第5条、第6条、第7条
審査基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	利用料金の減免
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市徳山駅前賑わい交流施設条例施行規則第11条、別表
基準規定	
審査基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	使用料及び利用料金の還付
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市徳山駅前賑わい交流施設条例施行規則第12条、第13条
基準規定	
審査基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	飲食施設の使用の取消し
処分権者	市長
根拠規定	周南市徳山駅前賑わい交流施設条例施行規則第9条
基準規定	
審査基準	上記の施行規則の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	使用の許可
処分権者	指定管理者、市長
根拠規定	周南市徳山駅前広場等条例第7条、第8条、第15条、第16条
基準規定	周南市徳山駅前広場等条例施行規則第3条、第4条、第5条、第12条
審査基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	使用料の減免
処分権者	指定管理者、市長
根拠規定	周南市徳山駅前広場等条例第10条、第15条、第17条、別表
基準規定	周南市徳山駅前広場等条例施行規則第7条、第12条、別表第2
審査基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	中心市街地活性化推進課
処分の 名称	使用料の還付
処分権者	指定管理者、市長
根拠規定	周南市徳山駅前広場等条例第11条、第15条、第17条、別表
基準規定	周南市徳山駅前広場等条例施行規則第10条
審査基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
標準処理 期間	14日
備考	